避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度的な流れ

1959年（昭和34年）★ 伊勢湾台風　発生

1961年（昭和36年）○ **災害対策基本法を制定**

1980年代頃（昭和60年頃）○ 「災害弱者」という言葉が使われ始める

1995年（平成7年）★ 阪神・淡路大震災　発生

2004年（平成16年）★ 一連の風水害　発生　（観測史上最大となる10個の台風が上陸）

2005年（平成17年）○ *集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会*

災害時要援護者の避難支援ガイドラインを作成し、災害時要援護者の避難支援対策について方針を定める

2006年（平成18年）○ *災害時要援護者の避難対策に関する検討会*

災害時要援護者の避難支援ガイドラインを改定

2007年（平成19年）○ *災害時要援護者の避難支援における福祉と防災の連携に関する検討会*

災害時要援護者対策の進め方について～避難支援ガイドラインのポイントと先進的取組事例～を作成

2011年（平成23年）★ 東日本大震災の発生

2012年（平成24年）○ *防災対策推進検討会議（中央防災会議の専門委員会）*

災害時要援護者の避難支援に関する検討会

2013年（平成25年）○ **災害対策基本法の改正（法第49条の10　避難行動要支援者名簿規定を創設）**

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を策定

2019年（令和元年）★ 令和元年台風第19号　発生

○ *令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ*

2020年（令和２年）○ *令和元年度台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ*

2021年（令和３年）○ **災害対策基本法の改正（法第49条の14　個別避難計画の作成を市町村の努力義務化）**

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を改定